

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので公告します。

令和 8 年 7 月 1 0 日

魚沼市長 内 田 幹 夫

1 業務概要

(1) 番号・件名

8 魚市戸委第 4 号

魚沼市戸籍総合システム標準化対応及び戸籍コンビニ交付システム構築業務委託

(2) 業務内容

以下、要領等のとおり

ア 魚沼市戸籍総合システム標準化対応及び戸籍コンビニ交付システム構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

イ 魚沼市戸籍総合システム標準化対応等委託業務仕様書

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとし、標準準拠システムの運用開始は令和 9 年 7 月 1 日を予定する。ただし、本市の判断により令和 9 年 7 月 2 日以降に延長する場合は、契約候補者と魚沼市が書面により協議の上、別途定める。

(4) 見積提案額上限

8 4, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 魚沼市入札参加資格者名簿に登載又は令和 8 年 7 月 3 1 日（金）午後 4 時までに新規申請が完了し、申請番号を取得かつシステム利用料の入金を確認できるもの。また、企画提案書提出日時点において、本市において入札参加資格を停止されていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に基づく暴

力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(7) 標準準拠システムの構築及び保守業務を履行するのに十分な実績及び能力を有していること。

(8) 標準準拠システムにおいて、令和8年3月末時点で、本市と同規模人口以上の導入自治体を有すること。

(9) コンビニ交付システムにおいて、本市と同規模以上の導入自治体を有すること。

3 実施要領及び様式の入手方法

魚沼市公式ホームページからのダウンロードによる。

4 担当部局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

魚沼市 市民福祉部 市民課 市民戸籍係

電話：025-792-1112 FAX：025-792-5600

E-mail：shimin@city.uonuma.lg.jp

5 参加申込、企画提案書等の提出

(1) 提出期限

ア 参加申込書 令和8年8月10日 午後3時まで

イ 企画提案書 令和8年8月20日 午後3時まで

(2) 提出場所 上記4担当部局

(3) 提出方法 「魚沼市戸籍総合システム標準化対応及び戸籍コンビニ交付システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

6 審査結果の公表

審査結果は、魚沼市公式ホームページにて公表する。